

138

小學

日本修身書

高等科
生徒用

卷一

111

146
137

617

檢定申請本



K120.1

61.4

1

稲垣千穎編述

高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

緒言

一此の書は尋常小學校用日本脩身書小續きて、
 高等小學科教科に充つるが爲に、編纂せし者
 中として、主として、教育小關をる勅語、及現行教
 則大綱等、緊要なる教育の精神に依り、古哲の
 格言、及之を敷衍したる論說、或輯録し、更ふ本
 邦人士の善行を採擇して、其の實例を示し、以
 て忠孝友和信義を、諸般乃徳性と、其の志
 氣とを養成する用と供せり、

一此の書、全編分けて八巻とし、毎巻道德を全體

稲垣千穎編述

高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

緒言

一此の書は尋常小學校用日本脩身書小續きて、
 高等小學に教科に充つるが爲に、編纂せし者
 により、主として、教育に關する勅語、及現行教
 則大綱等緊要なる教育の精神に依り、古哲の
 格言、及之を敷衍したる論說を輯録し、更日本
 邦人士の善行を採擇して、其の實例を示し、以
 て忠孝友和信義を勧め、諸般の徳性と、其の志
 氣とを養成する用に供せり、

一此の書、全編分けて八巻とし、毎巻道德を全體

に涉る材料を蒐集せるは、以て、修業年限二箇年、此高等科に於ては、第四卷までを課し、三箇年の高等科に於ては、第六卷までを課すまば、人道實踐の方法、尊王愛國に大義を辨へむることを得べし。

一 此の書、全編、勅語に聖旨と順序とに遵ひ奉りたまども、殊に、第七第八の卷に於て、聖諭小解を載せ、以て生徒をして、益其の依據をる所を明瞭ならしめたり。

一 文章の、品格高くして、句調流暢ならんことを

務めたり、是文章の品位を、修身科授業上譬へば、猶言語に粗野と優美とよりて、生徒の感情を異よするが如く、頗緊要の者なまばなり、挿畫も、故實を精査して、高尚優美に粉本に據らしめたり、蓋挿畫の品位は、猶文章の品位に如く、大に生徒乃感情に關する者なまばなり、言行を記するは、三公を公と稱し、三位以上を卿と稱する類、一に本朝の制よりて、以て朝爵を貴ふを示し、藩主大名等を諸侯と稱し、其の家士を臣と言ふが如き、もと私稱めして、朝

廷の制はあらざる者ハ、一切之を用ひば、
一此の書以外、別ハ教師用書四冊ヲ編して、實地
應用乃方法等を詳記せり、

一此の書を編するに當てハ、十數年間、小學校、中
學校、師範學校の教職ヲ從事して、普通教育に
老練なる諸氏、此工案と助力と致し、十分
實踐上ハ利便あらしめんことを務めしり、

明治二十六年七月

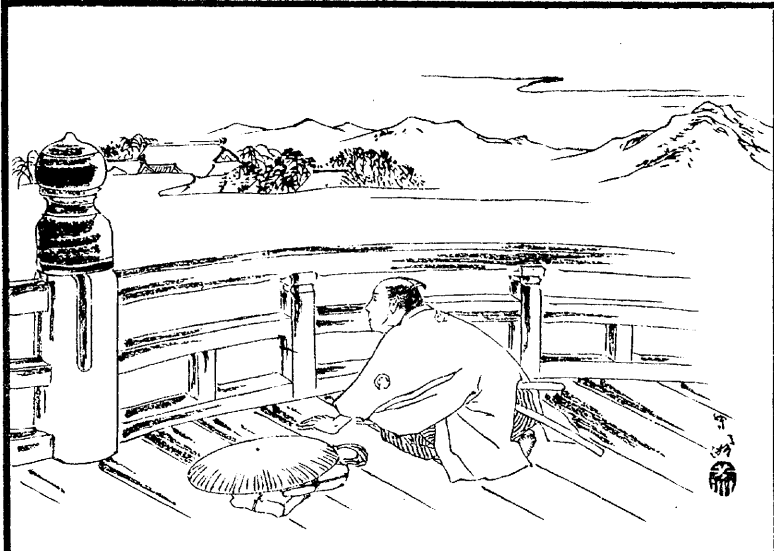
編者識

小 日本修身書卷一

稻垣千穎編述

尊王

國といふ國は多けれども、我が國ほど尊き皇
室の治めす國もあらざり、いと畏き御事ながら、我
が皇室は、天地の初より、皇統連綿として、御
威徳長へに光り輝き、千代に八千代に、いや榮え
に榮えまゝして、我等臣民を惠ませ給へり、かゝる
尊き皇室に仕へ奉るもの、孰か忠誠の心を盡
して、之を崇敬し奉らざらん、



高山彦九郎正之は、尊王の心いと深く、日本國中を遍歴して、交を同志の人に結びけるが、京都に入る時は、何時も三條大橋の上に平伏し、草莽の臣高山彦九郎正之と、高らかに名乗り、遙に禁闕に向ひて誓首し、感極りて落涙せり、往來の人、之

を見て嘲笑すれども、耳にも懸けず、崇敬の誠を盡しけるとぞ、我等臣民たる者、何人も斯くあらまほしきなり、

世々忠貞ヲ篤クシテ、王家ニ服勞ス、

尊王

日向國、諸縣郡、倉岡の谷村計助といふ者、明治五年、熊本鎮臺に徴れて、歩兵となり、佐賀の亂に功ありて、伍長となれり、神風黨の暴動せし時、命を受け、小倉分營に急を報ず、尋て西南の役起り、



敵熊本城を圍むに及びて、守將谷少將計助を擢げて、命ずるに防禦の方略を、征討の軍に報ずることを以てせり、計助乃ち面に煤煙を塗り、身に縊縷を纏ひ、夜に乗じて城を出で、辛くして征討先鋒の營に達して、使命を述べけり、其の言語の

悲壯なる、聽く者感激して、涙を流さざるはなかりき、官軍田原坂を攻むる時、計助傳令の事を務めけるが、挺身賊壘を突き、勇戦し、彈に中りて死せり、時に年二十五、諸將校大に之を惜み、爲に東京靖國神社に一碑を建て、題して軍人龜鑑の碑と曰へり、我が皇室に仕へ奉る者、計助の如くして、始めて可なりと謂ふべきなり、

夙夜懈ラズ、以テ一人ニ事ヘ奉ル、

孝親

父母我等を生育し給ふには、晝夜艱難辛苦を厭
もず、常に荒き風にも當てどと、心づかひし給ひ
て、我等少しの病あれば、其の身之に代らんとま
で、心を痛ましめ、寐る間も、我等を忘れ給ふ事
なく、其の恩、山よりも高く、海よりも深く、我等是
に報い奉らずして可ならんや、

上總國望陀郡曾禰村に、小泉甚兵衛といふ農夫
あり、父早く死して、母一人ありけるが、病みて覺
になりぬ、甚兵衛之に事ふること至らざること
なく、晝は耕耘を勉め、夜は母の手足を撫で摩り

ても、尚其の及むざらんことを恐れけり、或る時、
母、東京淺草の觀世音を拜みたり、といひければ、
甚兵衛自之を脊負ひ往きて、其の所望を遂げし
めたるなど、人の及むざる所多かりければ、一村
の人歎賞せざるものなかりき、されば、舊豊橋藩
より、米を賜ひて之を賞し、今の千葉縣廳より
は、金を賜ひて之を褒め給へり、

父母我ヲ生ミテ、劬勞ス、

慰親

孝行の條目甚多けれども、父母を慰むること、最
 肝要なり、何事も父母の教訓に違はず、世法を重
 んどて、よく身を守り家を保つ可し、是父母を慰
 むる道なり、

陸奥國、安積郡、濱坪村の農夫六之助といひ、は、
 孝心篤き人なりけり、幼時父を喪ひ、一人の母に
 事へて愛敬を盡し、母の命ずる事は、何事を措き
 ても、必之を辨して、只其の心に違ふんことを恐
 れけり、母酒を嗜みければ、常にこれを蓄へ置き
 て、其の需に供へ、他出する時は、必醇酒鮮魚を買



孝行

ひ歸りて、是を進めけり、
 又夜寒の頃は、母目を覺
 して、酒欲しと思ひ給ふ
 こともあらんかとして、自
 之を温め、其の覺むる時
 を待ちて進めなど、心を
 盡して母の心を慰めけ
 れば、母も深く之を喜び
 て、母子の間睦しき事、人
 の羨むむかりなりき、斯

くて此の事領主に聞えければ、米許多賜ひて、褒美せられけり。是元祿三年の事なり。

孝子ノ親ヲ養フハ、其ノ心ヲ樂マシム、其ノ志ニ違ハズ、

柔順

女子は容貌の美しからんより、心の勝れたるを善しとす。心騒しく言荒らかに、我が身に誇りて、人を誇り笑ふなどは、いたく女子の道に違へるなり。女子は貞順にして情深く、父母舅姑によく事

へ、夫を敬ひ、奴婢を憐む可きなり。

池田光政の夫人は、本田忠刻の女なり。光政に嫁し、夫に敬事して、婦道を盡せり。常に其の女兒を教訓するに、女子は女子らしく、善きなり。男子に優らん事を思ふ可らず。嫁して後は、只一筋に夫を敬愛して、他念あるべからず。嫉妬は、女子の殊に慎む可き事にて、和漢共に之を誡めたり。若し夫過失あらば、色を和げ聲を静ふして、曲に之を諫む可し。斯くすれば、夫も自其の行爲を改むる者なり。また裁縫の事は、女子の職分なれば、必

是に巧ならん事を心懸く可し、貴人なりとて之
 を知らざれば、女子の務を失ふものなり、御身等
 是を心肝に銘して、忘るゝ事勿れと言ひけり、
 女ハ唯々和ギ順ヒテ、貞心ニ情深ク、静ナルヲ
 善シトス、

友愛

兄弟は、父母に亞ぎて親しき者なり、其の幼時は、
 同く父母の膝下に在りて、食するに卓を一にく、
 眠るに室を俱にく、出入遊樂、必相伴ひて睦び交



れり、されば、成長の後益
 相愛し、互に扶助し、業を
 勉め、家を興して、父母の
 心を安んず可きなり、
 美作國に、甲田重行とい
 ふ者あり、弟は行喜とて、
 醫を業としけり、或る時、
 重行田地若干を分ちて、
 行喜に與へんといふに、
 行喜固く辭して、嚮には、

兄君莫大の資財を投じて、我に醫術を學むせ給ひ、我是に由りて身を立つることを得たり、然るに、今又田地を分ち賜ふは、過分と謂ふべし、いかで之をむ受けらる可きといふ、重行聞きて、頭を打掉り、弟を扶助するは兄の道なり、且此の田地は、亡き父君より、汝に譲り給ふ者にて、我より與ふるに非ず、汝之を受けずば、我父君に對す可き面目なくとて、強ひて與へられむ、行喜も已む事を得ずして受けり、

兄弟ハ、恩ヲ以テ合フ者ナリ、宜シク情ヲ以テ

相好ス可シ、

友誼

人世に出でて身を立つるにも、朋友の裨輔を須つ者なり、されむ一たび相友たりし者は、互に隔意なく言ひかはし、相責むるに善を以てし、懇切に表裏なく、まめやかに導きて、智徳を研磨す可きなり、

蒲生君平は、平田篤胤と交情頗深かりけり、一日、君平、篤胤を訪ひて、談偶其の著書なる山陵志の

事に及べり、時に篤胤問ひけらく、僕は和學を修め、君も漢學を究む、君と僕とは學問上ふて何と名づく可きやと、君平怪みて、朋友なりと答ふ、篤胤又問ひて曰、朋友たるもの、交際は如何せむ可ならんと、君平益怪みて、されむなり、論語にも、忠告して之を善導すとあれば、互に隔意なく、惡しき事は諫め正し、善き事は助け進むる事、至當なる可しと云ふ、篤胤果して然らば、山陵志に誤謬あれむ、僕之を訂正せんと欲す、といひけり、後に山陵志中多く訂正せし所あるは、篤胤の力最

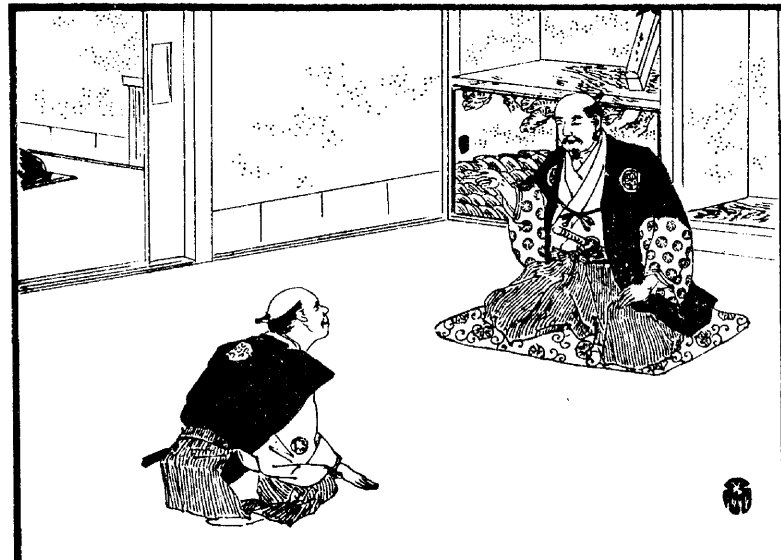
多きに居ると云へり、

朋友講習スレバ、互ニ相益ス、

禮儀

人と交るふは、貴賤と親疎とに由らず、常に禮儀を正しくす可し、禮儀を行ふふは、心誠に恭敬をらずばある可らず、恭敬の心をけれむ、いかに言と貌とに恭敬を呈すとも、禮儀の道に合わざるなり、

徳川家康公、或る時茶の湯を催して、豊臣秀吉公



を請ぜらるゝことあり、
 其の前日、侍士に命じて
 銘茶を礎かせ置かれ、
 に、侍童竊ふ之を嘗めけ
 れむ、公更に新しき茶を
 出して、之を礎かせられ
 けり、加々瓜隼人之を見
 て、最早太閤の御入りに
 間も無ければ、其の殘餘
 の茶を進らせ給へん方

宜しかる可し、と言ひければ、公氣色を變じて、奇
 怪の言をも聽くものかな、縱令、只、今太閤來給ひ
 て、茶の進らす可き者なくとも、いかで侍童の嘗
 め残り、ものを進らす可き、若し、其の仔細を問
 ひ給へば、予ハ予の怠慢を謝す可きのみ、其の人
 の見ざるを以て、無禮の振舞を爲んことは、予の
 最好まざる所なり、と言へれば、あど、隼人深く
 耻ぢて、其の失言を謝しける、

君子ハ冥々ヲ以テ禮ヲ廢セズ、

攝生

人、いかに學問技術に絶れたりとも、其の身體健康ならざれば、事業を成すこと能はず、而して身體を健康ならしめんと欲せば、飲食を節して、適宜に運動し、よく攝生の道を勉む可し、

熊澤蕃山、少時より身體肥満して、奔走意の儘ならざりければ、自歎して曰、武士たる者は、一旦緩急あらば、甲冑を被り、獲物を揮ひて、力の限り立ち働かずむある可らず、然るに、我斯く肥え太りたれば、其の働き心もとなく、是我が身を安佚に



慣れたるが故ならん、今より勉めて強壯ならんことを謀る可しとて、是より飲食を節し、武事を勵み、或る時は險山を攀ぢ、或る時を曠野を走りなど、偏ふ攝生を勉めけるが、其の宿直に當る時も、猶安逸に一夜を過さずとて、中夜竊に空庭に

立出で、獨木刀を揮ひて、劔法を學び、又屋上に攀ぢ登りて、防火の術を習ひけり、斯くて年を経る程に、身體稍疲せ、難に處して、勞を覺えざるまでに至れり、

飽食暖衣、逸居シテ、教ナケレバ、禽獸ニ近シ、

謹慎

甘味を食ひ、美衣を着るは、何人も好む所なり、故に常ふよく、謹慎ならされむ、忽奢侈に陥り、なん奢侈の念一たび萌せば、其の人竟に身を立るこ

と能そ、戒む可きなり、

常陸國、笠間藩主、本庄家俊は、其の居室の長押に、錢五十文繩ざしに、したるを懸け、又其の傍に、三扇函と書したる紙片を貼り置きけり、或る人、其の故を問ひけるに、我昔京師に流寓して、貧乏に苦みたりしが、關東より參る可しとの御内意を受けられたれば、日頃の懇情を謝せん爲に、扇三本を二條家の家士に贈らむやと思ひ、御影堂といふ扇店に行きて、之を買ふんとし、けれども、懷中唯五十文の錢あるのみ、あて、扇の料に足らず、如何

にせんとて躊躇したるを、彼は我が關東の内意を受けしことを知りたるにや、價を問はずして、扇を與へけり、我今は斯く高貴の身となりしも、當時を顧れむ、悚然たる者あり、されば、其の事を忘れずして、奢侈を慎み、君恩を重ずる爲に、斯くして自警むるなり、と云ひければ、其の人深く感づけり、

君子ハ、其ノ獨ヲ慎ム、

立志

新井白石は、少時より識量人に絶れけるが、或る時慨然として曰、大丈夫生きて封侯を得ずば、死して閻羅王とならんと、是より刻苦奮勵して書を讀めり、富商河村瑞軒、深く其の人と爲りを愛して、己の婿と爲んと言ひけれども、白石肯せず、日夜他念なく、勉強學びて、其の志を遂げんことを期せり、後幕府に召されて、位從五位下に陞り、官筑後守に任せられ、竟に其の初志をば成しけり、

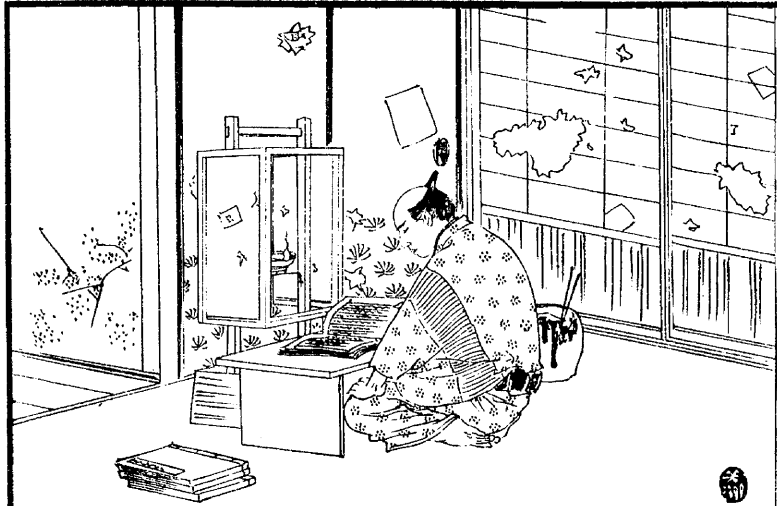
抑、人の學を修め業を習ふは、先志を立つるを以

て本とす、志とは心の向ふ所なり、智を開き徳を養ひて、世に立たんと思ふ心常に怠なく、念々已まざるを、志を立つと云ふ、志立たざれば、脩め習ふ事成就せず、故に、古人も、志ある者ハ、其の事竟に成るといへり、而して志を立つるハ、勇猛なる可し、柔弱ふして怠る可らず、怠れむ其の事業を破るものなり、白石の如きは、志を立つること勇猛にして、始終怠慢の心なかりしによりて、竟ふ其の期せる所を成し、なり、吾等之を模範とすべし、

人ノ事ヲ成スハ、志ヲ立ツルヨリ要ナルハ
ナシ、

勤勉

人は、幼より學を脩め業を習ふに、隙を惜む可し、光陰は箭の如く、時節を流るゝが如く、今年の日は再び得可らざれば、假ふも徒に時をわたる可らず、一生の間、心を用ふ可き事なり、皆川愿は、號を淇園といひて、京師の人なり、四五歳の頃より文字を識りて、讀書を好みければ、父



大に喜びて、次子成章と共ニ小學業を脩めさせけり、此の二子長ずるに及びて、共に才學の譽一世に高かりしが、殊ニ淇園の勤勉なるは、人の及ズざる事多かりき、淇園書を讀みて、其の義を求むるに、之を得ズることあり、終夜寐ズして之を

思へり、されど、其の光陰を惜むことも亦世の常ならず、食時も書冊を座右に置きて、且食ヒ且讀ムみ、門人又ニ朋友の來訪することあるも、机ニ凭りて談話し、客去れど直ニに書を讀めり、故に、奴婢其の室を掃ふことあるも、彼の座ニ及びズることなし、一日淇園の他出を窺ひて、其座を掃スんとしけるに、厚簾窪み落ちて、殆ニ凹字の如くなり居たり、淇園の大名を成スは、偶然にあらざることを知る可シ、

少クシテ勞ニ服スレバ、老イテ必安逸ナリ、

忍耐

世事は意の如くならざる事十に八九ある可けれど、一事一業を成さんと欲する者は、百難屈せず、百折撓まざる氣量なくばある可らず、若し是無らんか、竟に其の志を遂げざる事あらん、

二宮尊徳は、忠厚勤儉の人なり、或る年、小田原藩主の委囑を受けて、下野國、芳賀郡、物井、横田、東沼三邑の衰弊を救ふ事に力を盡しけるが、此の地の風俗固僻にして、動もすれむ、頑民其の事業を妨害せんとしけるに、同僚の人々も、尊徳の名望

高きを忌みて、無頼の小人を近づけ、邑中を横行して、大酒を飲み、只管尊徳を嘲りけり、されども尊徳は、彼等と忿り争えず、毎日美酒嘉肴を供して、之を款待し、以て他出をることなからしめ、己一人賑恤の業に任じ、晝は力を盡して荒蕪を拓き、夜は邑中の子弟を聚めて、人の道を説き聞かせ、倦まず厭わず、孜々として勉強行ひければ、數年の後、彼の同僚は更ふもいえず、三邑の人々、其の徳に化せられて、偏に其の事業を勵み、三邑漸く富み榮ゆるに至れり、

小ヲ忍ビザレバ、大謀ヲ亂ル、

蓄積

相摸國小田原藩の老職に、禄千三百石を食める、服部十郎兵衛といふ者あり、此の人、借財多きが爲に、職をも務めがたくなり、かば、二宮尊徳に家政整理の事を請ひけり、尊徳、足下家運を復興せんとならば、食も必飯汁に限り、衣は必綿衣に限る可し、且必無用の事を好む可らず、此の三條守らるべきかと問ふ、十郎兵衛、謹みて之を守ら

んと答ふ、尊徳乃ち彼の家の婢僕を召出して、其の旨を諭し、又債主を呼びて、十郎兵衛の借財を五年間に辨償すべき事を約し、是より自其の家事を勤めて、僅少の財も無益の事に費さざり、かむ、五年にして、千兩餘の借財を悉く返済し、而も尚三百兩を殘せり、尊徳之を三分して、一分を非常の用に供へ、一分を十郎兵衛の妻が、此の年項力を戮せて節儉せし、勞に報ひ、他の一分をば、其の婢僕に分ち與へけり、之に因りて、十郎兵衛の家、舊の如く榮えけり、

一利を興すは、一害を除くに如かず、財を蓄へんと欲せむ、先浪費を省くべし、二宮尊徳の服部氏を再興せしは、よく此の旨を行ひしに由れり、吾人之を鑒みざる可けんや、

費ヲ省キテ財ヲ養フ

清廉

江戸の人小島蕉園は、天性清廉ふして民を治むる才ありき、田安藩に仕へ、税官となりて、甲斐を治めけるに、恩威並び行われて、國人皆悦び服せ



り、後職を辭して江戸に還り、本郷竹町に僑居し、醫を業としけるが、いと貧しかりけり、甲斐の人之を聞きて、相謂て曰、吾等斯く安らかに世を渡るも、皆小島君の恩恵なり、今其の窮を聞きて、いかで之を傍觀す可きと、乃醜金して百餘金を得

たり、仍て蕉園と相識れる者三人、金を齎して江戸に來り、竹町の寓所を訪ひ、舊恩を謝して金を進めければ、蕉園容を正して曰、君等昔日の好を忘れず、遠きより來て金を餽り、我が窮苦を援けんとす、其の厚誼譬ふるに物なき、然れども、嚮に我が施行せし所は、公命おして私事に非らず、されど、私に報ゆる義なく、私を受くる理なく、君等歸郷の日、我が爲に多く衆に謝せよとて、彼の百金を返しけり、三人大に驚きて之を強ふれども、竟に受けざりければ、國に還りて衆に謀り、其の

金を以て、蕉園の爲に生祠を建て、永く之を祀りけり、

財を積むは大切なりと雖、苟取る可らざるを取るは、大なる僻事なり、贈る者義を破り、受くる者徳を失ふ、慎む可きなり、

不義ニシテ富ミ且貴キハ、我ニ於テ浮雲ノ如シ、

博愛

明治二年、朝廷より國中の寺院に告諭して、鰥寡

孤獨廢疾の者を救育せしめらる、遠江國豊田郡萬勝寺の僧新羅實禪、此の諭書を見て、誠にありがたき事なりと思ひ、是より老いて貧しき者、幼くして倚る所なき者と始め、不具廢疾の徒の、自活し能らざる者をば、我が僧寮に寄宿せしめて、食を與へ、藥を勧め、其の業を執るに堪ふる者に、草鞋藁靴を作らしめ、年少の者も、讀み書きを教へ習せ、夜は人の務むべき道を説き聞かせ、之を撫育すること、猶親戚骨肉に於けるが如し、殊に癩病黴毒に罹る者をば、自抱へいだきて

看護せしなどは、實に人の及ぶざる所なりか、りけれど、遠近の人々、之が爲に感動せられ、金錢穀菜及衣服の類を寄贈して、其の費用を助け、實禪を活佛の如く尊みけるとぞ、人ほ、互ふ相扶助する務あり、されど、他の困厄難なるを見ては、親きと疎きとを問はず、知ると知らざるを言はず、相應の方便を施して、之を救恤す可し、是人の道なり、而して、實禪も、よく此の道を務めたるものと謂ふ可し、

世間第一ノ好事ハ、難ヲ救ヒ貧ヲ憐ムニ如ク

ハナシ

殖産

産業を興して公益を爲すは、博愛の至ふて、人の務む可き道なり、草木禽獸を、衣服ともなり、食料ともなり、又家屋の材料ともなりて、能く人の用を助く、然るに、萬物の靈たる人、何等の公益をも爲さず、漫然世を送りて可ならんや、平賀源内は、讃岐國、志度浦の人なり、學を好みて、通曉する所極めて博く、世に益を與へ、事業甚



多く、就中最著しきは、砂糖の製法を發明せし事是なり、當時我が國人の食料に供せし砂糖も、多くは外國より輸入せしものなれど、其の價貴くして、小民は容易く之を食ふこと能はず、されば徳川幕府も、種々の手段に依りて、製糖の法

を研究せしめしが、好結果を得ざりき、然るに、源内數年考案を運らして、竟に其の良法を發明し、大阪の豪商に説きて、適當なる地に甘蔗を培植せしめ、己の法を實施せしに、よく其の功を奏しけり、是より此の法天下に行われ、砂糖を製するもの、國々に多く出で來て、竟に外國より、此の輸入を仰がざるに至れり、

人ハ、其ノ身ノ尊卑ヲ問ハズ、己ガ國ヲ裨益スルコトヲ忘ル可ラズ、

遵法

國の法律は、國家の爲、國民の爲に、其の安寧幸福を保護するものなれば、國民たるものは、善く謹みて之を守る可きなり、

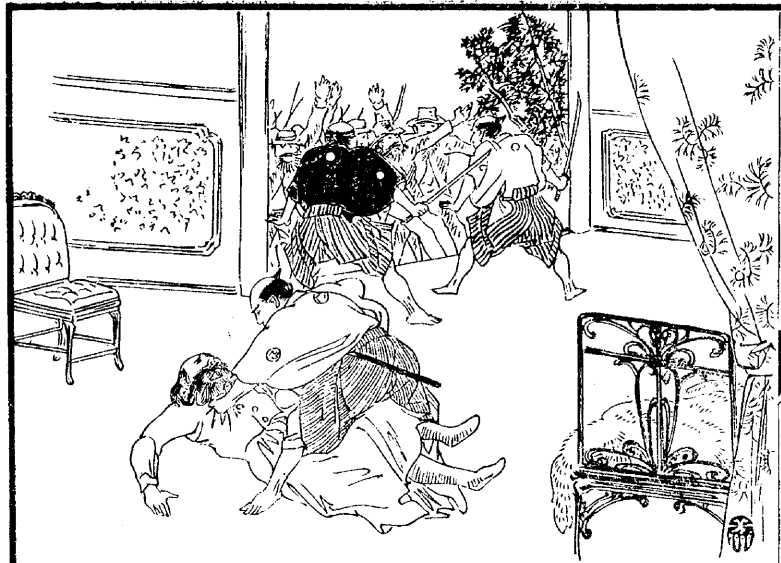
長門國、大津郡、神田上村の農夫に、惣右衛門と云ふものあり、性質篤實にして、年少の頃より、力を農業に盡し、年毎の税賦も、常に人よりも先に之を上納して、聊も怠慢せしことなく、故に人望高くして、畔頭役と云ふ職を務めけるが、常に貢納の事を始め、よろづの法度に心を用ひて、己が組

下ふも一人だふも製禁を犯し賦税を怠るものなからしめ又其の中に争論の起ることあれむ自其の中に立ちて雙方小道理を説き諭し徒に官廳を勞するの非事たるを知らしめて之を和解しけり殊に公よりの命令は何事にふらず毫も之を非難することなく只速に實施して他に後れんことを恐るゝなど奇特の行ひ枚擧げがたかりき是によりて山口藩より褒賞を賜ひけるを此の上なく有り難き事なりとして益己の操行を慎みけり

法度ハ犯ス可ラス

義勇

肥前國長崎に濱田彌兵衛といふ人あり屢商船に乗じて海外諸國に渡り南島諸蠻の語を能くし頗其の事情に通ぜり寛永年中長崎の代官末次平藏の商船印度に往かんとて臺灣の近海を過ぎし時和蘭人の爲に太く耻辱を加へられけれむ平藏怒りて是獨我が身の耻辱のみふあらず大日本國の耻辱なりいかで之をば忍ぶ可き



とて報復の事を彌兵衛に謀る、彌兵衛乃ち弟小左衛門、子新藏と共に臺灣に渡り、商人と號して甲比丹に面會し、急不起ちて之を擒ふ、甲比丹の從者大に驚き、來り救ふんとしければ、小左衛門、新藏眼を瞑らして之を遮り止む、其の間に、彌兵

衛刀を抜き、之を甲比丹の胸に當て、往日の無禮を責むるに、甲比丹頭を叩きて、其の罪を謝し、今より後、永く日本の船舶を凌辱す可らずと誓ひ、其の子を人質小出せり、彌兵衛乃ち彼の子を携へて歸朝し、平藏に其の始終を報しけり、此の後、和蘭人我が勇威小恐れて、不敬を加ふるが如きこと絶えてなかりければ、竟に彼の子を還し遣せり、

我が國も、古來義勇を尚ぶ風俗なり、彌兵衛等の事を見て、其の一端を知る可し、吾等平生此の氣

象を磨く可きなり、

義ヲ見テ爲ザルハ、勇ナキナリ、

愛國

我が國は、氣候順和にして地味よく肥え、五穀菜菓登らざるものもなく、且萬世一系の 天皇之を治しめしめて、千古不易の臣民こゝに住居せり、斯る有りがたくめでたき國土を、世界萬方に比類なく、此の國民たるものは、深く之を愛して、益其の富強ならんことを務む可きなり、

我が 天祖天照大神、天孫瓊瓊杵尊に、八咫鏡、八坂瓊勾玉、天叢雲劔を賜ひて、豊葦原の瑞穂國と、我が子孫の治めす可き國なり、往きて治む可しと誥げ賜ひ、天孫日向高千穂宮に降臨し給ひしより、神武天皇まで、日向に宮居し給ひけるが、此の天皇の御時、東國大小亂れ、君長互に相闘ひしかば、天皇皇兄皇子等と共に舟師を率ゐて、筑紫吉備等を経て、浪華に上陸し、紀伊より大和に入り賜ふに、所々の君長、或は敗死し、或は降服し、竟に八十梟師、長髓彦等を平げて、全國一統の

K120.1

基礎を定め給ふ、是ふ於て、大和國橿原の地ふ皇居を奠め給ひて、天皇の大位に即せ給へり、斯くて其の御子孫連綿として、此の大日本國を統御し給ひ、皇運日月と共に輝き、皇統天地と共に疆なく、而して我が叡聖なる、今上天皇は、其の百二十二代に當らせ給へり、我が國體の尊きこと概ね斯の如く、仰ぎ尊む可きなり、

大日本國八萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス、

學小 日本修身書卷一 終

定價金八錢五厘

明治二十六年九月五日印刷
全 年九月十日發行

編述者

稻垣千穎

東京市下谷區中御徒町三丁目番地

發行兼
印刷者

三浦源助

岐阜縣岐阜市米屋町廿二番戸

版權
所有

賣捌所

成美堂支店

東京市日本橋區本町二丁目一丁目番地

代理店

石井鈎三郎

大阪市東區備後町四丁目

